

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2547号

平成26年 2 月21日金曜日 第2547号

◇ 目 次 ◇
告 示

| 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一 | -部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可 | (市町振興課 |)86 |
|--------------------------|-------------------------------------|---------------|------|
| 医療機関の指定 | | (保健福祉課 |)87 |
| 指定医療機関の休止の届出 | | (" |)87 |
| 指定医療機関の廃止の届出 | | (" |)87 |
| 医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定 | | (" |)87 |
| 介護機関(居宅介護事業者)の指定 | | (" |)87 |
| 介護機関(居宅介護支援事業者)の指定 | | (" |)88 |
| 介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定 | | (" |)88 |
| 介護機関(介護予防事業者)の指定 | | (" |)88 |
| 介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定 | Ē | (" |)88 |
| 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更 | | (" |)89 |
| 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件) | | (" |)89 |
| 指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更 | | (" |)90 |
| 指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件) | | (" |)90 |
| 指定自立支援医療機関の指定 | | (障害福祉課 |)91 |
| 指定居宅サービス事業者の指定 | | (長寿介護課 |)91 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定 | | (" |)91 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定 | | (" |)92 |
| 指定居宅サービス事業の廃止 | | (" |)92 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止 | | (" |)92 |
| 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 | | (" |)93 |
| 特定計量器の定期検査の実施 | | (産業政策課 |)93 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 | | (経営支援課 |)94 |
| 飼料の試験結果の概要 | | (畜産課 |)94 |
| 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示 | | (森林整備課 |)95 |
| 同意の成立(漁獲共済) | | (漁政課 |)95 |
| | | - | - |
| 都市計画事業の認可(2件) | | (都市整備課 |)96 |
| 建設業者の許可の取消し | (東予5 | 也方局管理課 |)96 |
| 道路の区域変更(県道新居浜別子山線) | (| " |)96 |
| 道路の区域変更(県道松山東部環状線) | (中予5 | 也方局管理課 |)97 |
| 道路の供用開始(県道久米垣生線) | (| " |)97 |
| 医師の指定 | (身体障害者 | 当更生相談所 |)97 |
| | (| <i>II</i> |)98 |
| 指定医師の辞退の届出 | (| <i>II</i> |)98 |
| | 公安委員会告示 | | |
| ᇚᆠᄱᄭᄼᅶᆂᄁᇋᇆᄹᄀᄡᅌᆣᅑᄁᄱᄤᆒᇝᄼᄡᅌ | / 2507 rdm | 小字 生 4 计 细 | ` 60 |

取消処分者講習に係る指定講習機関の指定......(警察本部運転免許課).....98

告 示

○愛媛県告示第188号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

八幡浜・大洲地区観光センターの設置、管理及び運営に関する事務の廃止

- (2) 規約の変更事項
 - 上記の事務の変更事項に係る規定の変更
- 2 変更年月日
- (1) 事務の変更年月日
 - 平成26年4月1日
- (2) 規約の変更年月日 平成26年4月1日

3 変更許可年月日 平成26年2月12日

○愛媛県告示第189号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|---------------------------|--------------|
| 山内クリニック | 新居浜市松木町 3番37号 | 平成26年1月1日 |
| こんどうクリニック | 伊予市灘町302番地 6 | 平成26年1月1日 |
| オ レ ン ジ 薬 局 | 西予市三瓶町朝立 2 番耕 地 1 - 45 | 平成26年1月1日 |
| お か 医 院 | 西予市野村町阿下 7 号17 番地 1 | 平成26年1月1日 |
| 伊予レモン薬局 | 伊予市下吾川943 - 1 | 平成26年 1 月10日 |
| エンジェル薬局宮川店 | 四国中央市三島宮川四丁目4番9号 | 平成26年 1 月14日 |
| しらかた皮フ科クリニック | 西条市明屋敷562 | 平成26年2月1日 |
| あすなろ薬局明屋敷店 | 西条市明屋敷562 | 平成26年2月1日 |
| もりのぶ整形外科 | 伊予市下吾川馬塚943番 地 1 | 平成26年2月1日 |

○愛媛県告示第190号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称 | | | | 名称 | | 医療機関の所在地 | 休止年月日 |
|---------|---|---|---|----|---|---------------------|-----------|
| 坂 | 本 | 内 | 科 | 医 | 院 | 西予市宇和町卯之町二丁 目197 | 平成26年2月1日 |

○愛媛県告示第191号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | 医療機関 | 間の名称 | | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|---|---------|----------------------------|---|------------------------|-------------|
| Щ | 山内クリニック | | | 新居浜市松木町 3 番37号 | 平成25年12月31日 |
| オ | レン | レ ン ジ 薬 局 西予市三瓶町朝立2番耕地1-45 | | 平成25年12月31日 | |
| お | か | 医 | 院 | 西予市野村町阿下 7 - 17 - 1 | 平成25年12月31日 |

○愛媛県告示第192号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関(指定 訪問看護事業者等)の | 主たる事務所の | 指定訪問看護事業 | 業 等 を 行 う 事 業 所 | - 指定年月日 |
|-----------------------|------------------|--------------------|-----------------------------------|-------------|
| 名称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 | 11 22 4 7 1 |
| 有限会社戸田医療器 | 松山市南江戸二丁目 1 番28号 | 訪問看護ステーション四国中 央 | 四国中央市豊岡町大町135番 地 1 サンパティーク101号 | 平成26年1月1日 |

○愛媛県告示第193号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成26年2月21日

| 介護機関(居宅 介護事業者)の | 主たる事務所の | 居宅介護事業 | を行う事業所 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|
| 介護事業者)の日本 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 | 14 化 年 月 日 |
| 社会福祉法人亀天会 | 西条市三芳1535番地 1 | 指定短期入所生活介護事業所 大師苑 | 西条市大師町182番地 2 | 平成25年12月 1 日 |
| 医療法人近藤医院 | 伊予市灘町302番地6 | こんどうクリニック通所リハ ビリテーション | 伊予市灘町302番地 1 | 平成26年 1 月 1 日 |
| 医療法人近藤医院 | 伊予市灘町302番地6 | 訪問看護こんどうクリニック | 伊予市灘町302番地 6 | 平成26年1月1日 |

| 社会福祉法人はぴねす福祉会 | 新居浜市若水町一丁目9番13号 | ケアサポートセンター西連寺 | 新居浜市西連寺町一丁目11番 21号 | 平成26年 1 月 9 日 |
|---------------|-----------------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式会社ユーミーケア | 松山市宮西一丁目2番1号 | フジライフサポート西予 | 西予市宇和町卯之町四丁目65 4番地 | 平成26年 1 月10日 |

○愛媛県告示第194号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介 護 機 関 (居 宅 介 護 支 援 事 業 者) | 主たる事務所の | 居宅介護支援事 | 業を行う事業所 | 指定年月日 |
|----------------------------------|------------------|---------------|------------------|---------------------------------------|
| 介護支援事業者)の名称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| 医療法人大志会 | 八幡浜市古町一丁目6番12号 | 居宅支援センター矢野脳外科 | 八幡浜市古町一丁目6番12号 | 平成26年1月1日 |
| 株式会社こでまり | 新居浜市宇高町三丁目 5番25号 | 株式会社こでまり | 新居浜市宇高町三丁目 5番25号 | 平成26年1月1日 |

○愛媛県告示第195号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定福祉用具販売事業者)を次のように指定した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関(特定福祉 用具販売事業者) | 主たる事務所の | 特定福祉用具販売 | 事業を行う事業所 | 指定年月日 |
|-----------------------|--------------|-------------|-----------------------|--------------|
| の 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 | 11 化 4 万 口 |
| 株式会社ユーミーケア | 松山市宮西一丁目2番1号 | フジライフサポート西予 | 西予市宇和町卯之町四丁目65 4番地 | 平成26年 1 月10日 |

○愛媛県告示第196号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関(介護 予防事業者) の名称 | 主たる事務所の | 介 護 予 防 事 業 名 称 | を 行 う 事 業 所 | 指定年月日 |
|--------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|---------------|
| 社会福祉法人亀天会 | 西条市三芳1535番地 1 | 指定短期入所生活介護事業所 大師苑 | 西条市大師町182番地 2 | 平成25年12月 1 日 |
| 医療法人近藤医院 | 伊予市灘町302番地 6 | こんどうクリニック通所リハ ビリテーション | 伊予市灘町302番地 1 | 平成26年1月1日 |
| 医療法人近藤医院 | 伊予市灘町302番地 6 | 訪問看護こんどうクリニック | 伊予市灘町302番地 6 | 平成26年1月1日 |
| 社会福祉法人はぴねす福祉会 | 新居浜市若水町一丁目 9 番13 号 | ケアサポートセンター西連寺 | 新居浜市西連寺町一丁目11番 21号 | 平成26年 1 月 9 日 |
| 株式会社ユーミーケア | 松山市宮西一丁目2番1号 | フジライフサポート西予 | 西予市宇和町卯之町四丁目65 4番地 | 平成26年 1 月10日 |

○愛媛県告示第197号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)を次のように指定

した。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | (特定介護 【販売事業 | | 主た | る事務 | 所の | 特定介証 | 養予防福祉用具 | 販売事業で | を行う事態 | 業所 | 指定年月日 |
|-------|----------------|-----------------|------|--------|-----|---------|----------------|-------------|-------|--------|--------------|
| 歯性用具の | 名名 | も) 称 | 所 | 在 | 地 | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 拍 足 平 月 口 |
| 株式会社コ | .ーミーケア | | 松山市宮 | 西一丁目 2 | 番1号 | フジライフサバ | ポート西予 | 西予市宇 4番地 | 和町卯之町 | 「四丁目65 | 平成26年 1 月10日 |

○愛媛県告示第198号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定訪問看護事業等を行う事業 所の所在地が次のように変更された。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関(指定 訪問看護事業者等)の | 主た | る事務 | 所の | 指定言 | 方問看護事業 | 美 等 を 行 | う事業 | 新 | 変 更 年 月 日 | |
|-----------------------|------|------------------|--------|---------|-------------------|-------------------|-------|-----------------|--------------|--|
| 名称 | 所 | 在 | 地 | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | | |
| 医療法人滴水会 | -v-A | | ひうち園老人 | 訪問看護ステー | (変更後 今治市黄 号 | 金町二丁目 | 12番地5 | T-#05/T-4-F07/F | | |
| | ラ海巾: | 今治市末広町一丁目 5 番地 5 | | ション | | (変更前 今治市黄 号 | 金町三丁目 | 12番地7 | 平成26年 1 月27日 | |

○愛媛県告示第199号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関(居宅 介護事業者)の 名 | 主たる事務所の所 在 地 | 居宅介護事業 | を 行 う 事 業 所 | 変 更 年 月 日 |
|-------------------------|------------------------|----------------------|---|--------------|
| 株式会社サン | 新居浜市久保田町一丁目 8 番 12号 | 株式会社サン訪問介護サービ ス | (変更後) 新居浜市中須賀町一丁目4番 24号 (変更前 新居浜市久保田町3-3-28 | 平成24年 5 月20日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | デイサービスセンターゆうゆ う大洲 | (変更後) 大洲市田口甲1895番地 2 (変更前) 大洲市菅田町菅田甲934 | 平成25年10月 7 日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | 株式会社悠遊社大洲事業所 | (変更後) 大洲市田口甲1895番地 2 (変更前) 大洲市菅田町菅田甲934 | 平成25年10月21日 |
| 医療法人滴水会 | 今治市末広町一丁目 5 番地 5 号 | ひうち園老人訪問看護ステー ション | (変更後) 今治市黄金町二丁目2番地5号 (変更前) 今治市黄金町3-2-7 | 平成26年 1 月27日 |
| 医療法人滴水会 | 今治市末広町一丁目 5 番地 5 号 | 訪問介護センターひうち | (変更後) 今治市黄金町二丁目2番地5号 (変更前) 今治市黄金町3-2-7 | 平成26年 1 月27日 |

○愛媛県告示第200号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関(居宅 介護事業者)の | 主たる事務所の | 居宅介護事業 | を 行 う 事 業 所 | 変 更 年 月 日 |
|--------------------|---------------|-----------------------|----------------------------|-----------------|
| 名称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 | 发发 4 月 日 |
| 株式会社サン | 新居浜市久保田町一丁目8番 | (変更後) 介護プラザサン坂井事業所 | (変更後) 新居浜市坂井町一丁目 8 - 20 | - 平成25年10月22日 |
| 林氏会社サン | 12号 | (変更前) デイサービスセンターサン | (変更前) 新居浜市中須賀町1-4-25 | 十/成25年10万22日 |

○愛媛県告示第201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介 護 機 関 (居 宅 介 護 支 援 事 業 者) | 主たる事務所の | 居宅介護支援事 | 業を行う事業所 | 変更年月日 |
|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------|
| の 名 称 | 所 在 地 | 名称 | 所 在 地 | 复 史 平 月 日 |
| ## - # ^ 1. | 松山ナムニューエロ24至20 日 | サープ 人社 | (変更後) 大洲市田口甲1895番地 2 | 亚帝37年40日24日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | 株式会社悠遊社大洲事業所 | (変更前) 大洲市菅田町菅田甲934 | 平成25年10月21日 |
| 医療法人滴水会 | 今治市末広町一丁目5番地5 | 居宅介護支援センターひうち | (変更後) 今治市黄金町二丁目2番地5 | 亚代26年 1 日27日 |
| 达尔 达入间小云 | 号······· | 店七月護又抜セノダーのづら | (変更前) 今治市黄金町3-2-7メゾ ンオークス | 平成26年 1 月27日 |

○愛媛県告示第202号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 2 月21日

| 介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者) | 主たる事務所の | 介護予防事業 | を行う事業所 | 変 更 年 月 日 |
|------------------------------|------------------------|----------------------|--|--------------|
| n | 所 在 地 | 名称 | 所 在 地 | |
| 株式会社サン | 新居浜市久保田町一丁目 8 番 12号 | 株式会社サン訪問介護サービ ス | (変更後) 新居浜市中須賀町一丁目4番 24号 (変更前) 新居浜市久保田町3-3-28 | 平成24年 5 月20日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | デイサービスセンターゆうゆ う大洲 | (変更後) 大洲市田口甲1895番地 2 (変更前) 大洲市菅田町菅田甲934 | 平成25年10月7日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | 株式会社悠遊社大洲事業所 | (変更後) 大洲市田口甲1895番地 2 (変更前) 大洲市菅田町菅田甲934 | 平成25年10月21日 |
| 医療法人滴水会 | 今治市末広町一丁目 5 番地 5 号 | ひうち園老人訪問看護ステー ション | (変更後) 今治市黄金町二丁目2番地5号 (変更前) 今治市黄金町3-2-7 | 平成26年 1 月27日 |
| 医療法人滴水会 | 今治市末広町一丁目 5 番地 5 号 | 訪問介護センターひうち | (変更後) 今治市黄金町二丁目2番地5号 (変更前) 今治市黄金町3-2-7 | 平成26年 1 月27日 |

○愛媛県告示第203号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関(介護 予防事業者) | 主たる事務所の | 介護予防事業 | を 行 う 事 業 所 | 変更年月日 |
|----------------|---------------|------------------------|-------------------------|-------------|
| の名称 | 所 在 地 | 名称 | 所 在 地 | |
| 株式会社サン | 新居浜市久保田町一丁目8番 | (変更後) 介護プラザサン坂井事業所 | (変更後) 新居浜市坂井町一丁目8-20 | 平成25年10月22日 |
| 体式芸社リン | 12号 | (変更前) デイサービスセンターサン | (変更前) 新居浜市中須賀町1-4-25 | 十成25年10月22日 |

○愛媛県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする 医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|---------------|-------------|-------------------|---------------|
| あすなろ薬局明屋敷店 | 西条市明屋敷562 | 株式会社 あすなろ | 薬局(育成医療・ 更生医療) | 平成26年 2月1日 |
| 伊予レモン薬局 | 伊予市下吾川943 - 1 | 愛ファーマシー株式会社 | 薬局(育成医療・ 更生医療) | 平成26年 2月1日 |

○愛媛県告示第205号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名 | 指 定 居 宅 サ | - ビ ス 事 業 所 | 指定年月日 | サービスの種類 | |
|-----------------------------|-------------------------|----------------------------|--------------|--------------|--|
| 名称 又 は 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 拍化牛月口 | プログログリー エスター | |
| アトムタクシー株式会社 | ヘルパーステーションアトム | 愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地 5号 | 平成26年1月1日 | 訪問介護 | |
| 株式会社花・花 | 赤いうさぎ | 愛媛県四国中央市川之江町3310番地8 | 平成26年1月1日 | 訪問介護 | |
| 株式会社アクティブビジョン | リハビリ訪問看護ステーション華蓮 | 愛媛県今治市国分二丁目12番62号 | 平成26年1月4日 | 訪問看護 | |
| 合同会社オレンジライフ | デイサービスおれんじ | 愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1440番 地 1 | 平成26年1月6日 | 通所介護 | |
| 西条市農業協同組合 | JA西条デイサービスセンターみずほ の里 | 愛媛県西条市禎瑞1033番地 | 平成26年 1 月14日 | 通所介護 | |
| 株式会社ベエルシバ | デイサービス " カインドハウス " | 愛媛県今治市南鳥生町二丁目895番3 | 平成26年 1 月17日 | 通所介護 | |
| 株式会社ベエルシバ | 訪問介護 " カインドハウス " | 愛媛県今治市南鳥生町二丁目895番3 | 平成26年 1 月17日 | 訪問介護 | |

○愛媛県告示第206号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成26年2月21日

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指 | 定 | 居 | 宅 | 介 | 護 | 支 | 援 | 事 | 業 | 所 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|------|-----|-----|---|---|---|------|-----|------|-------|---|-----------|---------|
| | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | | |
| 株式会社SAYOMI | かいご相 | 談所お | かだ組 | | | 愛 | 媛県伊· | 予郡砥 | 部町宮口 | 内298番 | 地 | 平成26年1月6日 | 居宅介護支援 |

○愛媛県告示第207号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定介護予防サービス事業者の | 指定介護予防 | サービス事業所 | 指定年月日 サービスの種類 |
|----------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 名で称り分は、氏で名 | 名 称 | 所 在 地 | 指 足 年 月 日 リー こ人の 俚類 |
| アトムタクシー株式会社 | ヘルパーステーションアトム | 愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地 5号 | 平成26年1月1日 介護予防訪問介護 |
| 株式会社花・花 | 赤いうさぎ | 愛媛県四国中央市川之江町3310番地8 | 平成26年1月1日 介護予防訪問介護 |
| 株式会社アクティブビジョン | リハビリ訪問看護ステーション華蓮 | 愛媛県今治市国分二丁目12番62号 | 平成26年1月4日 介護予防訪問看護 |
| 合同会社オレンジライフ | デイサービスおれんじ | 愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1440番 地 1 | 平成26年1月6日 介護予防通所介護 |
| 西条市農業協同組合 | JA西条デイサービスセンターみずほ の里 | 愛媛県西条市禎瑞1033番地 | 平成26年 1 月14日 介護予防通所介護 |
| 株式会社ベエルシバ | デイサービス " カインドハウス " | 愛媛県今治市南鳥生町二丁目895番3 | 平成26年 1 月17日 介護予防通所介護 |
| 株式会社ベエルシバ | 訪問介護 " カインドハウス " | 愛媛県今治市南鳥生町二丁目895番 3 | 平成26年 1 月17日 介護予防訪問介護 |

○愛媛県告示第208号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅サービス事業者の | 指 | 定 | 居 | 宅 | サ | _ | ビ | ス | 事 | 業 | 所 | 廃止年月日 | サービスの種類 | |
|-------------------------|------|-----|---|---|---|----|-----------|-----|--------|------|-------|--------------|-----------------|--|
| 指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名 | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | 廃业平月口 | リーこへの種類 | |
| 医療法人近藤医院 | 近藤医院 | | | | | 愛 | 媛県伊 | 予市米 | 湊855 - | 9 | | 平成25年12月31日 | 訪問リハビリテー ション | |
| 医療法人近藤医院 | 近藤医院 | | | | | 愛 | 媛県伊 | 予市米 | 湊855 - | 9 | | 平成25年12月31日 | 通所リハビリテー ション | |
| 合同会社キズナ | 訪問介護 | キズナ | | | | 愛地 | 媛県伊 16 | 予市中 | 山町中 | 山第 1 | 号124番 | 平成26年 1 月31日 | 訪問介護 | |

○愛媛県告示第209号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

و روا السام المراد السام المراد السام المراد المراد

平成26年 2 月21日

| 指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名 | 指名 | 定 | 介 | 護 | 予 | 防称 | y | _ 所 | Ľ | ス 7 | 事 生 | 業 | 所地 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------------------------|------|-----|----------|---|---|----|--------------|------------|----|--------|--------|------|-------|--------------|----------|
| 合同会社キズナ | 訪問介護 | きキズ | + | | | | 愛地 | 媛県() 6 | 尹市 | 中山 | 町中に | 山第 1 | 号124番 | 平成26年 1 月31日 | 介護予防訪問介護 |

○愛媛県告示第210号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | 指定介護療養型医療施設の開設者の | 指 | 定 | 介 | 護 | 療 | 養 | 型 | 医 | 療 | 施 | 設 | 辞退年月日 | サービスの種類 |
|---|------------------|------|------|-----|---|---|---|------|-----|-----|--------|-----|--------------|---------------|
| | 名称又は氏名 | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | 研区平月口 | りーころの程料 |
| [| 医療法人平成会 | 医療法人 | 、平成会 | 公内病 | 院 | | 愛 | 媛県今海 | 台市片 | 山3丁 | 目 1 番4 | 10号 | 平成25年 4 月30日 | 介護療養型医療施 設 |

○愛媛県告示第211号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、西宇和郡伊方町、八幡浜市、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、喜多郡内子町及び大洲市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成26年4月1日から12月26日までの間において実施する。

平成26年 2 月21日

| 村 | ŧ | 查 | 日 | 時 | 検: | 査 場 | 折 | 杉区 | 食 결 | | 対象となる 特定計量器 |
|-----|-----|-----------|------------------|----------|------------|----------|-----|-----|-----|----|----------------------------|
| | | 午前 午後 | | から まで | 三崎総 | 合体 | 育館 | | | | 非自動はかり |
| " | 8 ⊟ | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 瀬戸町 | 民セ | ンター | 伊 | 方 | 町 | 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの |
| " | 9 ⊟ | 午前 午前 | 10時30分 11時30分 | からまで | 伊方町 町見出 | | | 17- | Л | μյ | 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを |
| " | 9 ⊟ | 午後午後 | 1時 3時 | からまで | 伊方町 | 中央 | 公民館 | | | | 除く。) 分銅 定量おもり |
| " | 10⊟ | 午前午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 八幡浜 保内庁 | | 所 | | | | 定量増おもり |
| " | 11⊟ | 午前 午後 | 10時30分 3 時 | からまで | J A 西真穴共 | 宇和 選場 | | | | | |
| " | 14⊟ | 午前午前 | 10時 11時30分 | からまで | 八幡浜 総合セ | | 建福祉 | | | | |
| " | 14⊟ | 午後午後 | 1時 3時 | から まで | 神山地 | 区公! | 民館 | 八巾 | 幡 浜 | 市 | |
| " | 15⊟ | 午前午前 | 10時30分 12時 | からまで | 八幡浜日土出 | | 所 | | | | |
| " | 16⊟ | 午前 午後 | 10時30分 4時30分 | からまで | 八幡浜みなと | | | | | | |
| " | 17⊟ | 午前 午後 | 9時 3時 | から まで | 八幡浜みなと | | | | | | |
| 5 F | 1 🗏 | 午前 午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 宇和島 三間支 | 市役. | 所 | | | | |
| " | 2 ⊟ | 午前午前 | 10時30分 12時 | からまで | JAえ 玉津支 | ひめ 所 | 南 | | | | |
| " | 2 ⊟ | 午後午後 | 1 時30分 3 時 | からまで | JAえ 奥南支 | | 南 | | | | |
| " | 7 ⊟ | 午前 午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 宇和島 吉田支 | | 所 | | | | |
| " | 8 ⊟ | 午前 午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 岩松公 | 民館 | | | | | |
| " | 9 ⊟ | 午前 午前 | 10時30分 11時30分 | からまで | 御槇公 | 民館 | | | | | |
| " | 9 ⊟ | 午後 午後 | 1 時30分 3 時 | からまで | 下灘公 | 民館 | | | | | |
| " | 12日 | 午前午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 市立勤ホーム | | 少年 | | | | |
| " | 13⊟ | 午前 午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 市立図 | 書館 | | 宇和 | 和島 | 市 | |
| " | 14⊟ | 午前 午前 | 11時 12時 | から まで | JAえ 下波支 | ひめ 所 | 南 | | | | |

| " | 14日 | 午後 午後 | 2 時 3 時30分 | からまで | 宇和島市役所 宇和海支所 | | | |
|-----|-----|----------|------------------|----------|----------------------------|---|---|---|
| " | 15日 | 午前 午前 | 10時 11時 | から まで | 定期船待合所 (日振島ポケット パーク) | | | |
| " | 15日 | 午後 午後 | 1時 2時 | からまで | J A えひめ南 宇和海第二支所 | | | |
| " | | | 2 時30分 3 時30分 | からまで | J A えひめ南 嘉島出張所 | | | |
| " | 16日 | 午前 午前 | 10時 11時 | から まで | J A えひめ南 九島支所 | | | |
| " | 19日 | 午前 午後 | 10時30分 4 時30分 | からまで | 宇和島市役所 | | | |
| " | 20日 | 午前 午後 | 9時 3時 | から まで | 宇和島市役所 | | | |
| 6 F | 2日 | 午前 午後 | 11時 3時 | からまで | 松野町山村開発 町民センター | 松 | 野 | 町 |
| " | 3 日 | 午前 午後 | 11時 2 時30分 | からまで | 鬼北町役場 日吉支所 | | | |
| " | | | 11時 3時 | から まで | 中央公民館 | 鬼 | 北 | 町 |
| " | 5日 | 午前 午後 | 11時 2時 | から まで | 中央公民館 | | | _ |
| " | 9日 | 午前 午後 | 11時 2時 | から まで | 愛南町役場 内海支所 | | | |
| " | 10日 | 午前 午前 | 9 時 12時 | から まで | 西海町民会館 | | | |
| " | 11日 | 午前午前 | 9 時 12時 | からまで | 愛南町役場 一本松支所 | 愛 | 南 | 町 |
| " | 12日 | 午前 午後 | 9 時 4 時30分 | からまで | 城辺社会福祉会館 | | | |
| " | 13日 | 午前 午後 | 9時 2時 | から まで | 御荘文化センター | | | |
| 9 F | 1日 | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 西予市 明浜町民会館 | | | |
| " | 2日 | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 西予市狩江公民館 | | | |
| " | 3日 | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 西予市俵津支所 | | | |
| " | 4日 | 午前 午前 | 11時 12時 | から まで | 三瓶農村研修 センター | | | |
| " | 4日 | 午後 午後 | 1 時30分 3 時 | からまで | 西予市三瓶北 公民館 | | | |
| " | 5日 | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 西予市三瓶支所 | 西 | 予 | 市 |
| " | | | 440+ | から まで | 西予市惣川支所 | | | |
| " | 9日 | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 西予市野村公会堂 | | | |
| " | 10日 | 午前 午後 | 11時 3時 | から まで | 西予市総合 センターしろかわ | | | |
| " | 11日 | 午前 午後 | 10時30分 3 時 | からまで | 西予市役所 | | | |
| " | 12日 | 午前午後 | 10時30分 2 時 | からまで | 西予市役所 | | | |
| 10月 | 1日 | 午前午後 | 10時 3時 | から まで | 内子町 林業センター | | | |
| " | 2日 | 午前 午前 | 10時 11時30分 | からまで | JAえひめ中央 田渡経済センター | | | |

| " | 2 日午後 1 時 2 日午後 2 時30分 | からまで | J A 愛媛たいき 大瀬支所 | _ | 7 | шт |
|---|---------------------------|----------|-------------------|---|---|----|
| " | 3 日午前10時 3 日午後 3 時 | から まで | 内子町役場 内子分庁舎 | 内 | 子 | 町 |
| " | 6 日午前10時 6 日午後 3 時 | から まで | 内子町役場 内子分庁舎 | | | |
| " | 7日午前10時 7日午後3時 | から まで | 内子町役場 | | | |
| " | 8 日午前10時 8 日午後 3 時 | から まで | 八多喜連絡所 | | | |
| " | 9日午前10時 午後3時 | からまで | 大洲市役所 長浜支所 | | | |

| ″ 10日午前10時30分から ″ 10日午前12時 まで | 上須戒連絡所 | | | | |
|-----------------------------------|----------------|---|------|----|--|
| ″ 14日午前10時 から ″ 14日午後 3 時30分まで | 新谷連絡所 | _ | 洲 | 市 | |
| " 15日午前11時 から " 15日午後2時 まて | 河辺基幹集落 センター | 大 | 7/11 | ďΩ | |
| ″ 16日午前10時30分から ″ 16日午後3時 まで | 大洲市役所 肱川支所 | | | | |
| " 17日午前10時 から 午後3時 まで | 大洲市民会館 | | | | |
| " 20日午前10時 から 午後3時 まて | 大洲市総合福祉センター | | | | |

○愛媛県告示第212号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所 在地 | 変更しようとする事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更する 年 月 日 | 届出年月日 |
|------------|------------------------|-----------------------|-------|-------|---------------|---------------|
| ハローズ新居浜郷店 | 新居浜市郷5丁目甲 58番1 外24筆 | 駐車場の自動車の出入口の数 及び位置 | 5 箇所 | 4 箇所 | 平成26年 2月6日 | 平成26年 2月5日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第213号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第56条第1項及び第2項の規定により平成25年12月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

栄養成分に関する検査

| | | | | 製造 | | 試 | B | į́ρ | 結 | Ę | R | Ø | 相 | ŧ | 要 | | 違 |
|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------|-------|---------------|-------|-------|---------|---------------|---------------|------------------|--------|--------------------|------------------|-------|---|
| 製造事業場等の 名称及び所在地 JA西日本くみあ | 収去場所 | 飼料の名称 | (輸入) 年月 | 粗たん白質 | 粗脂肪 | カル シウ ム | りん | 粗繊維 | 粗灰 分 | 揮発 性基 室 | 水溶 性窒 素 | ペ シ 消 率 | 可 化 分量 | 代謝 エネ ル ー | そ の 検 査 | 違反の内容 | |
| J A 西日 い飼料株 宇和島工 愛媛県宇 | 本くみあ 式会社 場 和島市 | 同左 | くみあい配合飼 料マタニティ72 Mプラス | 25 • 12 | 14 .4 | 3 .1 | 0 97 | 0 .73 | 4 0 | 5.6 | ı | 1 | 1 | • | - | 1 | 無 |
| 日和産業 坂出工場 香川県坂 | 株式会社 出市 | 村上産業株式会社 土居田倉庫 愛媛県松山市 | ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニュースター | 25 • 10 | 18 3 | 6 .1 | 4 .12 | 0 52 | Q E | 12 8 | ı | ' | ' | • | • | 1 | 無 |

| J A 西日本くみあ い飼料株式会社 水島工場 岡山県倉敷市 | 東宇和農業協同組 合 野村物流 愛媛県西予市 | くみあい配合飼 料モーレットN フレベレ | 25 • 11 | 22 6 | 2.6 | 0 .81 | 0 .43 | 2 8 | 5 0 | - | - | - | - | - | - | 無 |
|---|---------------------------------|-------------------------------|---------------|------|-------|-------|-------|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 日清丸紅飼料株式会社宇和島水産工場愛媛県宇和島市 | 同左 | ぶり用配合飼料 ハマチEPしお かぜ仕上18号 | 25 • 12 | 40 D | 25 .1 | 2 .07 | 1 39 | 1.8 | 9 4 | 1 | 1 | 1 | - | - | - | 無 |

- 注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項または第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。
 - 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
 - 3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第214号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年11月農林水産省告示第2816号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不分明又は所在が不分明である通知の相手方 | 備考 |
|--|-------------------------------------|-------|
| 北宇和郡鬼北町大字父野 川中1443 | 北宇和郡日吉村大字父野川甲 471 影 山 徳 光 | 森林所有者 |
| 北宇和郡鬼北町大字父野 川中1422、1447の1から 1447の4まで | 北宇和郡日吉村大字父野川甲 456 宮 成 作 子 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字日向 谷1805 | 北宇和郡日吉村大字日向谷92 9 坂本正男 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字日向 谷1834 | 北宇和郡日吉村大字日向谷乙 364の4 坂本竹治 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字日向 谷1888 | 北宇和郡日吉村大字日向谷68 番戸 武 内 正 茂 | " |
| " | 北宇和郡日吉村大字日向谷甲 662 三 田 清 正 | " |
| " | 北宇和郡日吉村大字日向谷甲 262の 2 山 内 傅 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字日向 谷1905、1907 | 北宇和郡広見町大字小松乙80 の1 中 平 義 美 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1696 | 北宇和郡広見町大字小倉1022 田 中 弘 志 | II . |
| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1704 | 北宇和郡吉田町大字裡町19の 1 武内利子 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1761の1、1761の2、17 64の1、1764の2 | 東宇和郡宇和町大字坂戸165 清 水 一 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1761の1 | 東宇和郡宇和町大字坂戸 3 番 耕地538 末 光 一 良 | " |
| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1764の1、1764の2 | 東宇和郡宇和町大字坂戸878 末 光 一 良 | " |

| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1802、1803 | 北宇和郡広見町大字近永甲12 19 宮 崎 治 美 | n, |
|--------------------------|---------------------------------|-----|
| 北宇和郡鬼北町大字小倉 1818 | 大字小倉 増 田 勝 治 | II. |

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

○愛媛県告示第215号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合する と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 区 | 域 | 区 | 分 |
|--------|--------|---------------|-------------|
| 三崎区域(3 | 三崎漁業協同 | 総トン数10トン以上100 | トン未満の漁船により、 |
| 組合の地区) |) | はえ縄を使用して営む》 | 漁業 |

○愛媛県告示第216号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成26年2月21日から3月6日まで

○愛媛県告示第217号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成26年2月21日から3月6日まで

○愛媛県告示第218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

- 141. - C. 171 - - 141. - C. 171 - - 141. - C. 171 - - 141. -

平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称 八幡浜市

2 都市計画事業の種類及び名称 八幡浜都市計画公園事業3・3・1 王子の森公園

3 事業施行期間

平成26年2月21日から 平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 八幡浜市五反田地内

(2) **使用の部分** なし

○愛媛県告示第219号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称 西条市

2 都市計画事業の種類及び名称 西条都市計画公園事業6・4・2 西条西部公園

3 事業施行期間 平成26年2月21日から 平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 西条市氷見乙608番地

(2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第220号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | 許 可 番 号 | 許 可 年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取 消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因 となった事実 |
|----|------------------------|----------------|----------------|-------|------------------------|----------------|---|------------------|
| (般 | 당 - 24)第15054号 | 平成24年 7月3日 | 今治工機(株) | 長井 義久 | 今治市東村 4 - 5 - 20 | 平成26年 1月6日 | 土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 | 당 - 22)第9827号 | 平成22年 6月17日 | 青の商事 | 青野 義明 | 西条市丹原町願連寺253 | 平成26年 1月7日 | 屋根工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 | 당 - 25 第17210号 | 平成25年 9月2日 | ㈱エネット | 荒川 修次 | 新居浜市久保田町 3 - 9 - 20 | 平成26年 1月8日 | 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 | 设 - 23 第 15982号 | 平成23年 7月20日 | (有 藤本企画 | 藤本 亮 | 今治市玉川町長谷甲837 | 平成26年 1月17日 | 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 網構造物工事業 ぼ装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (船 | 당 - 21)第16505号 | 平成21年 6月8日 | (前)正力 | 石井 正人 | 今治市大西町大井浜17 | 平成26年 1月31日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月21日

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷 地 の幅 員 | 延長 | 備考 |
|-------|---------|------------------------------------|------|----------------|-----------------|----|
| 県 道 | 新居浜別子山線 | 新居浜市別子山字別子山乙555番212から | IΒ | メートル 78~136 | キロメートル 0.094 | |
| 宋 煌 | 机伍决剂」山脉 | 同字乙555番213まで | 新 | 8 9 ~ 13 .6 | 0 .094 | |
| " | " | 新居浜市別子山字別子山乙555番214 | IΒ | 7.7~11.2 | 0 .026 | |
| | | WILLIAM J. E. J. M. J. EL COSSELLI | 新 | 8 9~17 3 | 0 .026 | |
| " | " | 新居浜市別子山字別子山乙555番214から | IΒ | 14 .0 ~ 19 5 | 0 .031 | |
| " | " | 同字乙555番90まで | 新 | 14 D~19 9 | 0 .031 | |
| " | " | 新居浜市別子山字別子山乙555番215から | IΒ | 4 9~17 4 | 0 .047 | |
| " | " | 同字乙555番75まで | 新 | 8 .1 ~ 20 .7 | 0 .047 | |

○愛媛県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 | 線 | 名 | 区 | 間 | 旧・新別 | 敷幅 | 地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|------------------------------------|---|-----|--------------------|---|---------------|--------------|-----------------|----|----|
| 県道 | -11. 1. -1. -207=-11.60 | | | 松山市東野二丁目甲189番 2 から | 旧 | メート. 11 .6 | √ - 30 .0 | キロメートル 0.026 | | |
| 県 道 | 松山東部環状線 | | 4人称 | 同市東野二丁目甲189番1まで | 新 | 17 & | ~ 34 5 | 0 .026 | | |

○愛媛県告示第223号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | X | 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------|---|---|---|---|---|---|--------------|
| 県道 | 久米垣生線 | 松山市北井門二同市北井門四丁 | | | | | | | 平成26年 2 月21日 |

○愛媛県告示第224号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成26年2月21日

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病 院 又 は 診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|---|------|---------------------------|---------|-----------------|-------------------|
| 肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・肝臓機能障害 | 内科 | 大洲中央病院 | 山上隆司 | 大洲市東大洲 5 番地 | 平成 26年 2 月 1 日 |
| 肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ 肝臓機能障害 | 外 科 | 社会医療法人石川記 念会 H I T O病院 | 井 上 直 也 | 四国中央市上分町788番地 1 | 平成 26年 2 月 1 日 |
| 肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害 | 内科 | 医療法人沖縄徳洲会 宇和島徳洲会病院 | 野田真吾 | 宇和島市住吉2丁目6番24号 | 平成 26年 2 月 1 日 |

○愛媛県告示第225号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | | | | 旧 所 | 在地 | 新 所 | 在 地 | 変更 | |
|---|---|---|---|-----------------------|-----------------------|------------|-----------------|---------------|--|
| 3 | 師 | 氏 | 名 | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | 年月日 | |
| 森 | 信 | 幹 | 彦 | 社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院 | 西条市朔日市269 - 1 | もりのぶ整形外科 | 伊予市下吾川馬塚943 - 1 | 平成26年 1月1日 | |
| 寺 | 尾 | 孝 | 志 | 大 洲 中 央 病 院 | 大洲市東大洲 5 番地 | 瀬戸内海病院 | 今治市北宝来町2-4-9 | 平成26年 1月1日 | |
| 髙 | 橋 | 直 | 巳 | 愛媛県立南宇和病院 | 南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1 | 市立宇和島病院 | 宇和島市御殿町1-1 | 平成26年 1月1日 | |

○愛媛県告示第226号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成26年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断した身体障害の種類 | | | | | 診 | 療科 | ·名 | 病 院 又 は 診療所の名称 | | | | 医師氏名 | | | 名 | 同左所在地 | 届出年月日 |
|-------------|-----|------|-----|----|---|----|----|-------------------|--------|-----------|----|------|---|----|----|-----------------|------------------|
| 肢 | 体 | 不 | 自 | 由 | 整 | 形夕 | 卜科 | 一般十全 | 財団活総合物 | 去人積 病院 | 善会 | 平 | 塚 | 圭 | 介 | 新居浜市北新町 1 番 5 号 | 平成 26年1月6日 |
| ぼう | こうり | ては直服 | 易機能 | 障害 | 外 | | 科 | 永 | 井 | 病 | 院 | 永 | 井 | ŒΞ | 三郎 | 伊予市灘町66番地 | 平成 26年 1 月21日 |
| 肢 | 体 | 不 | 自 | 由 | 外 | | 科 | 永 | 井 | 病 | 院 | 永 | 井 | 克 | 彦 | 伊予市灘町66番地 | 平成 26年 1 月21日 |

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年 2 月21日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

| 名 | 称 | 住 | 所 | 代表氏 | 者の名 | 特定講習を行う 事務 所 の 名 称 | 特定講習を行う 事務所の所在地 | 特定講習 の 種 別 | 指 定年月日 |
|--------|-----|--------|-----------|-----|-----|-----------------------|--------------------|---------------|----------------|
| 波止浜興産株 | 式会社 | 今治市内堀一 | 「目 1 番25号 | 矢野 | 精一 | 波止浜興産自動車教習所 | 今治市内堀二丁目 1 番15号 | 取消処分 者講習 | 平成26年 2月21日 |

平成26年 2 月21日 発行 98